

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の第12回変更について
(通知)

本県の感染状況は、現在、「厳重警戒」にあつて、大変厳しい状況が続いていることから、12月15日(火)には、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請の期間延長・エリア拡大を行ったところです。

その後、12月23日(水)には、年末年始を迎え、第3波の大きな波を克服するため、あらためて県民・事業者の皆様へのメッセージを发出するとともに、翌12月24日(木)には愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、県内の感染状況及び医療提供体制の監視に用いる指標を見直し、業種別ガイドラインの最新情報を含め、これらの取組等を「感染拡大予防対策指針」に反映し、第12回変更を行いました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 対策指針・第12回変更事項

- 年末年始を迎えての知事メッセージの反映
- 酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請の期間延長・エリア拡大の反映
- 感染状況及び医療提供体制を監視する指標の変更
- 病床数・医療機関数の時点修正
- 参考資料の変更
 - 「感染拡大予防ガイドライン一覧」最新版への更新
 - 営業時間短縮等の要請の延長・エリア拡大に伴う資料の変更

2 県WEBページ掲載箇所

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/taisakusisin.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ダイヤル)

052-954-6305 (ダイヤル)

052-954-6344 (ダイヤル)

052-954-6304 (ダイヤル)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp